



4 税・財産



区は、特別区民税（個人分）、軽自動車税、特別区たばこ税、入湯税の4税を「特別区税」として課税している。

市町村民税（法人分）、固定資産税、特別土地保有税の3税は、一般には市町村が課税・徴収するが、特別区の地域においては、「都税」として都が特例により課税・徴収し、都区財政調整制度の原資となっている。

なお、特別土地保有税は15年度以降、新たな課税を停止している。また、都市計画税、事業所税についても、都が特例により課税・徴収しており、それぞれ都市計画事業や都市環境の整備等の費用に充てられている。

区民や区内事業者に対する固定資産税などの都税は練馬都税事務所（一部の税目は、豊島・新宿の各都税事務所）で扱う。）が、所得税など国税は練馬東税務署と練馬西税務署が課税・徴収している。

(1) 区政を支える特別区税

●特別区税

区の29年度特別区税収入額は658億1,398万円（前年度比1.4%増）であり、区一般会計歳入額の25.8%を占めている。また、特別区税収入額に対する区民1人当たりの年間負担額は、90,940円（前年度比0.8%増）であった。

1 特別区民税（個人分）

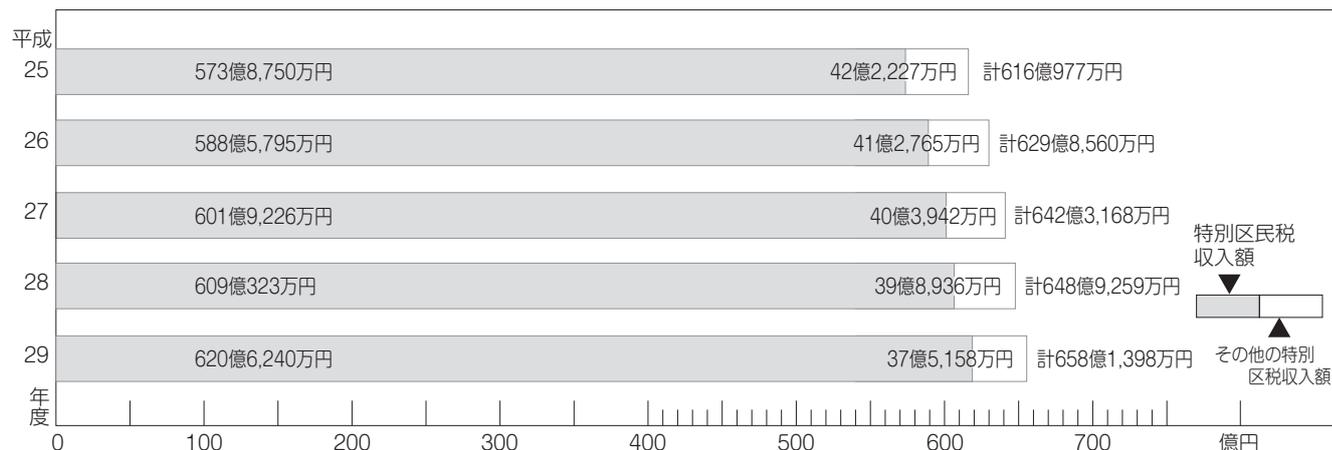
29年度の収入額は620億6,240万円で、特別区税に占める割合は94.3%と最も高い。28年度に比べ、1.9%増であった（前年度収入額は、609億323万円）。

また、納税義務者数は384,622人で、28年度に比べ1.7%増であった。

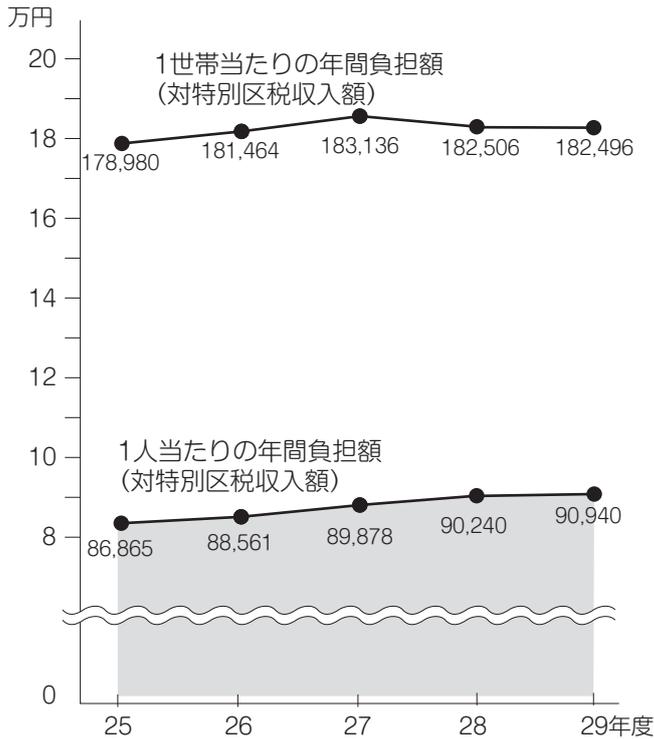
【特別区税の収入状況（対前年度比較）】

税 目	28年度				29年度			
	調定額 千円	収入額（収入率） 千円（%）	前年比 %	構成比 %	調定額 千円	収入額（収入率） 千円（%）	前年比 %	構成比 %
特別区民税								
現年課税分	60,771,817	59,662,974 (98.2)	1.2	91.9	61,743,827	60,893,638 (98.6)	2.1	92.5
滞納繰越分	2,993,543	1,240,256 (41.4)	△0.4	1.9	2,566,677	1,168,764 (45.5)	△5.8	1.8
小 計	63,765,360	60,903,230 (95.5)	1.2	93.9	64,310,504	62,062,403 (96.5)	1.9	94.3
軽自動車税								
現年課税分	340,193	327,887 (96.4)	28.0	0.5	346,907	336,278 (96.9)	2.6	0.5
滞納繰越分	24,246	5,472 (22.6)	△12.5	0.0	27,612	6,742 (24.4)	23.2	0.0
小 計	364,439	333,359 (91.5)	27.0	0.5	374,519	343,020 (91.6)	2.9	0.5
特別区たばこ税								
現年課税分	3,628,930	3,628,930 (100.0)	△3.2	5.6	3,382,144	3,382,144 (100.0)	△6.8	5.1
滞納繰越分	—	—	—	—	2	2 (100.0)	—	0.0
小 計	3,628,930	3,628,930 (100.0)	△3.2	5.6	3,382,146	3,382,146 (100.0)	△6.8	5.1
入湯税								
現年課税分	27,074	27,074 (100.0)	△2.8	0.0	26,409	26,409 (100.0)	△2.5	0.0
滞納繰越分	—	—	—	—	—	—	—	—
小 計	27,074	27,074 (100.0)	△2.8	0.0	26,409	26,409 (100.0)	△2.5	0.0
合 計	67,785,803	64,892,593 (95.7)	1.0	100.0	68,093,578	65,813,977 (96.7)	1.4	100.0

【特別区税収入額の推移】



【特別区税負担額の推移】



注：24年7月の住民基本台帳法の改正に伴い、25年度から外国人住民を含む世帯数・人口により算出している。

2 軽自動車税

29年度の収入額は3億4,302万円で、特別区税全体の0.5%を占めており、対前年度の伸び率は、2.9%増であった。

また、軽自動車税の現年課税件数（過年度分を含む）は74,170件で28年度に比べて1,454件少なかった。

【軽自動車税車種別課税件数（現年課税分）】 29年度

車種		件数(件)	前年比(%)	構成比(%)
原動機付自転車	50CC以下	16,623	△6.9	22.4
	90CC以下	1,773	△5.7	2.4
	125CC以下	9,152	1.4	12.3
	ミニカー	375	3.3	0.5
軽自動車	二輪	8,194	△3.2	11.0
	(うち、被けん引車)	(89)	(2.3)	(0.1)
	三輪	3	0.0	0.0
	四輪(乗用)	18,690	1.1	25.2
	四輪(貨物)	11,516	△1.0	15.5
雪上車	1	0.0	0.0	
小型特殊自動車	農耕作業用	137	△1.4	0.2
	その他	306	△6.1	0.4
二輪の小型自動車		7,400	△0.6	10.0
合計		74,170	△1.9	100.0

3 特別区たばこ税

29年度の収入額は33億8,215万円で、特別区税全体の5.1%を占めている。前年度に比べ、6.8%の減であった。たばこの売り渡し本数は6億5,118万本で、28年度に比べ5,116万本、7.3%の減であった。

4 入湯税

29年度の収入額は2,641万円であった。課税対象となる入湯客数は、176,057人であった。

(2) 都税

29年度都税収入は、昨年度より約370億円増の5兆2,730億円となった。

29年度の練馬都税事務所の都税収入については、昨年度より約11億8,000万円増の935億8,400万円である。この数値は、都税収入全体の約1.8%を占め、税収の規模は23区中12番目である。

収入状況は、収入全体の主要を占める固定資産税・都市計画税が1.1%の増、個人都民税が1.8%の増であった。全体としては、昨年度の1.3%の増収となった。

練馬区内の都税収入の特徴は、法人二税が収入全体の一定割合を占める全都と異なり、固定資産税・都市計画税の割合が高いことである。

【練馬都税事務所の収入状況】

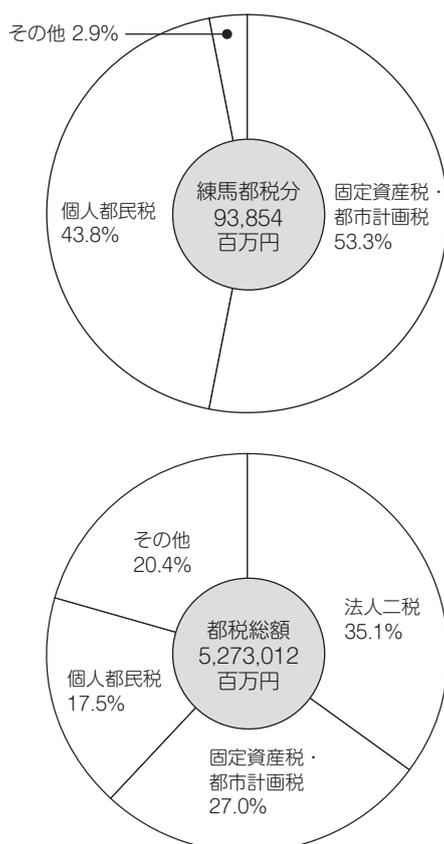
税目	28年度		29年度	
	税額	構成比	税額	構成比
	百万円	%	百万円	%
個人都民税	40,292	43.6	41,030	43.8
法人二税	116	0.1	130	0.1
個人事業税	75	0.1	82	0.1
不動産取得税	2,358	2.6	2,258	2.4
自動車税	257	0.3	247	0.3
固定資産税	40,416	43.7	40,863	43.7
都市計画税	8,891	9.6	8,973	9.6
軽油引取税	0	0.0	0	0.0
事業所税	0	0.0	1	0.0
その他	0	0.0	0	0.0
合計	92,404	100.0	93,584	100.0

注：①現年課税分と滞納繰越分の合計

②還付未済分を含む

資料：練馬都税事務所

〔29年度都税収入構成比〕



資料：練馬都税事務所

(3) 国税

28年度、練馬区内税務署の国税徴収決定済額の総額は約1,880億円であった。

〔国税徴収決定済額の推移（速報値）〕 (単位：百万円)

税目	27年度	28年度
源泉所得税	1,155	936
源泉所得税及復興特別所得税	36,446	36,671
申告所得税	2,069	1,694
申告所得税及復興特別所得税	34,655	37,613
法人税	23,023	22,692
地方法人税	700	1,133
復興特別法人税	32	17
相続税（※1）	29,151	38,453
消費税	49	48
消費税及地方消費税	49,458	48,362
その他（※2）	427	379
計	177,165	187,998

※1：相続税には贈与税を含む

※2：「その他」は、地価税、酒税、たばこ税、たばこ税及たばこ特別税、石油石炭税、旧税、電源開発促進税、揮発油税及地方道路税、揮発油税及地方揮発油税、石油ガス税、自動車重量税、航空機燃料税及び印紙収入の合計

(4) 区税負担の公平性を確保する

●適正な課税

住民税（特別区民税・都民税）を適正に課税するため、扶養関係等の調査や区民および事業所（特別徴収義務者）への申告等についての指導、税務署や都税事務所と連携した申告勧奨等についての広報活動（区報・区ホームページ）を行っている。

●確実な収納事務

区民事務所、金融機関窓口のほか、口座振替、コンビニエンスストア、携帯電話から納付できるモバイルレジなど、複数の納付方法を整備することで納期内納税を促進し、収納率の向上に取り組んでいる。

滞納者に対しては、納税案内センターからの電話や嘱託収納員による個別訪問で早期のお知らせを行い、滞納者数の減少と歳入の確保を目指している。また、滞納者の生活状況を踏まえ、担税力を的確に判断し、差押えや公売などの滞納処分を積極的に行うことにより収入未済金の減少を図っている。

〔特別区税収納率の推移〕

(単位：%)

年度	27	28	29
収納率	95.0	95.7	96.7

〔特別区税滞納額の推移〕

(単位：千円 端数切り捨て)

年度	27	28	29
滞納額	3,034,782	2,606,638	2,005,592

(5) 財産

区が所有する財産は、公有財産、物品、債権、基金に分けられる。

公有財産は、土地、建物、工作物等の不動産や有価証券等であり、物品は各種備品、機器等の動産をいう。

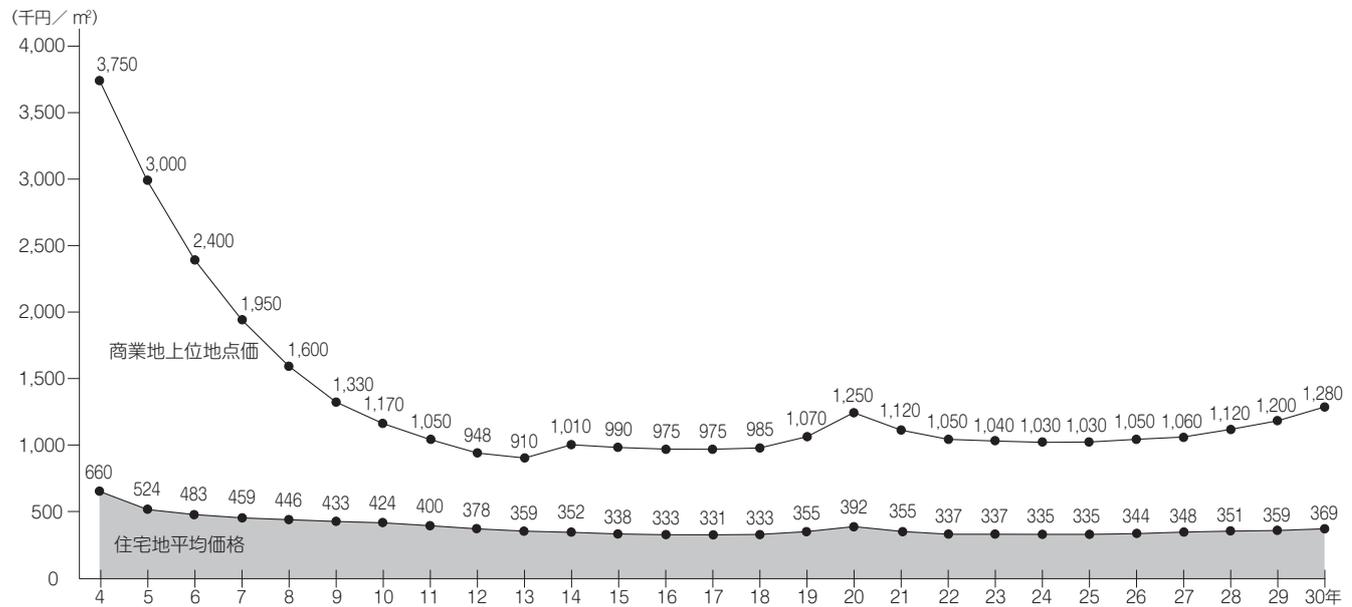
基金は特定の目的のために資金を積み立てたり運用するものである。29年度現在、基金の種類は12となっている。

【区有財産の現況】

29年度末現在

種別	数量	推定価格	摘要
土地	2,941,101㎡	7,634億48万円	庁舎、学校等の敷地面積
建物	1,181,245㎡	1,594億6,335万円	庁舎、学校等建物の延べ面積
工作物等	—	107億1,212万円	プール、公園施設等
無体財産権	5件	304万円	アニメキャラクター「ねり丸」の著作権等
有価証券	2,650株	(額面) 4,250万円	株式
出資による権利	—	5億234万円	練馬区環境まちづくり公社出捐金、練馬区文化振興協会出捐金等
物品(特別整理備品)	2,520点	66億6,150万円	各種事務用機器、機械、車両等
債権	—	51億2,551万円	練馬区土地開発公社資金貸付金等
基金	(積立基金)	850億4,322万円	財政調整基金、減債基金、まちづくり基金、区営住宅整備基金、福祉基金、みどりを育む基金、施設整備基金、介護保険給付準備基金、大江戸線延伸推進基金、文化芸術振興基金、医療環境整備基金
	(運用基金)	104億5,000万円	用地取得基金

【地価公示価格の推移（各年1月現在）】



資料：「地価公示」（国土交通省土地鑑定委員会）

(6) 健全な財政運営を行う

●公有財産等の活用と管理

区有地等のうち、更地および低利用・暫定利用の土地で、公園用地等利用目的が明確になっている用地については、積極的に事業化を推進する。

なお、事業化まで長期間を要する用地は、地域開放などの暫定利用を行う。

●練馬区土地開発公社

練馬区土地開発公社は、区に代わって公共用地の先行取得を行うため、「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づいて区が設立した特別法人である。

練馬区土地開発公社は、民間資金を積極的に活用し、

機動的かつ弾力的な土地取得を行うことにより、まちづくりの重要な役割を担っていくものである。

29年度の事業実績は土地取得が4,018.35㎡、売却が3,796.26㎡であった。

●地価公示

地価公示制度は、国が標準的な土地を選び判定した適正な価格を公示して、土地の売買などに際し、指標として活用できるようにしたものである。

区では地価公示図書を閲覧できるようにし、土地の適正な取引に役立つよう努めている。